

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名		旅行業法			法令番号		昭和 2 7 年法律 2 3 9 号		
手続名		旅行サービス手配業者の登録の取消し等			根拠条項		第 3 7 条		
処 分 基 準		旅行業法第 3 7 条による。							
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	観光課		交付 機関	観光課		目次 No.	